

宇情個審答申第1号
令和8年3月11日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 原 田 大 樹

宇治市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年6月13日付け、7宇健長第518号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

公文書部分公開決定（公開請求に係る公文書の内容：高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱、宇治市補助金等交付規則、補助金等交付申請書、基本協定書・変更協定書、宇治市自転車等駐車場指定管理業務に関する年度協定書及び宇治市自転車等駐車場の指定管理者の指定に係る使用料の収納事務委託契約書）に係る審査請求についての諮問

答 申

第 1 結 論

宇治市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定のうち、「基本協定書・変更協定書、宇治市自転車等駐車場指定管理業務に関する年度協定書及び宇治市自転車等駐車場の指定管理者の指定に係る使用料の収納事務委託契約書」については、対象文書の特定に誤りがあるため、改めて対象文書を特定し、公開すべきである。

第 2 審査請求の経過

1 公文書公開請求書の提出及びその受理

令和 6 年 1 2 月 1 6 日、審査請求人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、「宇治市シルバー人材センターへの補助金の交付要綱に係る書類一式、令和 5 年度補助金交付（上記）に係る文書一式、宇治市シルバー人材センターとの指定管理に係る協定等書類一式、宇治市シルバー人材センターとの自転車等駐車場についての契約書等書類一式及び宇治市シルバー人材センターからの取得物に係る書類一式」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 審査請求人の公文書公開請求に該当する公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書を、「高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱、宇治市補助金等交付規則、補助金等交付申請書、基本協定書・変更協定書、宇治市自転車等駐車場指定管理業務に関する年度協定書及び宇治市自転車等駐車場の指定管理者の指定に係る使用料の収納事務委託契約書」（以下「本件文書」という。）であると特定した。

3 実施機関の決定及び審査請求人への通知

令和 6 年 1 2 月 2 7 日、実施機関は、本件文書に記録されているものの一部が条例第 6 条第 3 号の規定に該当するとして、条例第 1 1 条第 1 項の規定により、公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

4 審査請求

令和 7 年 3 月 2 4 日、審査請求人は、本件決定について、「基本協定書・変更協定書、宇治市自転車等駐車場指定管理業務に関する年度協定書及び宇治市自転車等駐車場の指定管理者の指定に係る使用料の収納事務委託契約書」（以下「本件協定書等」という。）に係る起案文書が含まれていなかったことを不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

1 審査請求の趣旨

条例第11条第1項の規定による公文書の部分公開決定について、本件協定書等に係る起案文書の公開を求めるものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件請求において、それぞれ特定の事項に関する書類一式に係る公文書の公開を求めたが、本件協定書等の起案文書が公開されなかった。

宇治市公印規則第9条第1項に「公印を使用しようとする者は、押印を必要とする文書に原議書又は証拠書類を添えて管理者に提示し」と定められ、本件協定書等には、公印が押印されていることから、原議書（起案鑑、起案文書）が存在するはずである。なお、他の多くの自治体の公文書公開請求において「一式」と記載することで該当文書だけでなく、それに係る起案鑑、起案文書が公開されていることを確認している。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

実施機関が意見書及び意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件決定により非公開となった部分は、公益社団法人シルバー人材センター代表者の印影のみであり、条例に基づき、公にすることにより、当該法人の正当な利益を明らかに害すると認められるためである。

審査請求の趣旨である「対象文書の全部を公開すること」に関しては、令和6年12月16日付け公文書公開請求書による公開対象文書を特定するため、請求人に対し、不存在文書を含め12月17日に電話で確認した際には、起案鑑・起案文書についての言及はなかった。本件文書が求められている公文書であると判断し、本件決定をしたものである。

また、令和7年3月24日付けで請求人から提出された審査請求書に対し、請求人が求める「文書一式」「書類一式」の範囲と宇治市の認識に相違が生じたものであることを令和7年3月26日に電話で伝えたとうえで、起案鑑・起案文書は、公開が可能な旨を説明し、再度公開請求するよう実施機関から提案したが、令和7年4月1日付けで審査請求書が提出された。

以上のことから、審査請求人の主張は、宇治市が説明した内容を考慮せず、宇治市職員の不作为によって起案鑑・起案文書が公開されなかったという前提に立った審査請求となっている。

よって、令和6年12月17日の電話での確認並びに公文書公開請求書から、令和6年12月27日付けで公文書部分公開決定した本件決定は妥当である。

なお、請求人は、審査請求の対象となった公文書公開請求を含め、令和7年6月26日時点で12件の公文書公開請求を行っており、それらの公文書公開決定により、本件協定書等の起案鑑・起案文書は、令和6年度の宇治市自転車等駐車場の指定管理業務に

関する年度協定の締結に係る起案文書を除き、すでに入手されており、審査請求後に行われた公文書公開請求では、必要に応じて具体的に起案鑑・起案文書が明記されるようになったことを申し添える。

第5 当審議会の判断

当審議会は、審査請求人及び実施機関の主張の内容に基づき、本件決定の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

1 本件文書の特定について

当審議会は、本件請求があった公文書を特定した際、本件協定書等に係る起案文書及び起案鑑（以下「起案文書」と総称する。）を含めなかったことの妥当性について調査を行った。

本件決定に係る公文書の特定について、実施機関に対して質疑を行ったところ、実施機関は、本件協定書等及び本件協定書等に係る起案文書は一体のものであると捉えていたが、審査請求人に本件請求の内容を確認した結果、相手方と締結した本件協定書等そのものが審査請求人が求める公文書であると認識し、本件協定書等に係る起案文書は本件決定に係る公文書に含めなかったとの説明を受けた。

しかし、条例第2条第1号において、公文書を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義しており、本件請求の対象となった公文書は、完成した本件協定書等だけを指すわけではない。

仮に完成した本件協定書等のみを公文書公開請求するのであれば、その請求内容に一式という文言は不要であり、あえて一式と記載していることから、完成した本件協定書等だけを指すと限定的に解釈すべきではない。

また、本件協定書等に係る起案文書は、本件協定書等を締結することについて伺った内部意思決定のためのものであり、本件協定書等と一体的な性格を有する公文書であることから、実施機関がこれを本件請求に該当する公文書から分離し、本件文書から除外したことは妥当ではない。

したがって、本件協定書等に係る起案文書は、本件請求に該当する公文書であると解する。

以上のとおり、実施機関は、本件協定書等に係る起案文書が本件請求に該当する公文書ではないという誤った認識のもとに本件請求に係る公文書を特定したため、改めて公文書を特定し、公開決定等を行うべきである。

2 付言

なお、本件について当審議会として以下の要望及び意見を付け加える。

条例に基づき、特定の事項に関する文書一式を求める内容の公文書公開請求があった場合において、当該文書一式の一部のみを請求の対象とすることが明確に示されていない限り、起案文書を含めた公文書全体を対象公文書として特定すべきである。

実施機関においては条例第9条第2項の趣旨を踏まえ公文書の特定を適切に行い、

今後、同様の事態が生じないことを強く望むものである。

第6 結語

以上により、結論のとおり答申する。

本件審査請求の経過

年 月 日	経 過
令和6年12月16日	公文書公開請求
令和6年12月27日	公文書部分公開決定
令和7年 3月24日	公文書部分公開決定に対する審査請求
令和7年 6月13日	情報公開・個人情報保護審議会諮問
令和7年 7月14日	実施機関から意見書収受
令和7年 7月30日	審査請求人から反論書収受
令和7年 8月 1日	実施機関から意見聴取（令和7年度第1回審議会）
	審議（令和7年度第1回審議会）
令和7年12月24日	審議（令和7年度第2回審議会）
令和8年 2月18日	答申